

詳細仕様書

業務委託概要

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年を期間とした「高槻市こども計画」について、同時期に策定された「大阪府子ども計画」を勘案した計画とするため、令和 9 年 3 月の公表に向けて、「高槻市こども計画」の改定を行う。

本事業では、令和 7 年度にこども等へのアンケート調査及び対面等による意見聴取を行い、その結果を踏まえ、令和 8 年度に計画本体の改定を行うこととする。

計画の改定に当たっては、国の政策及び社会情勢の動向、「大阪府子ども計画」をはじめとした関連計画、関連諸法令及び各種調査の結果などを踏まえるとともに、本市の諸計画との整合性を図ることとする。

計画の概要

(1) 改定後の計画期間

令和 9 年度から令和 11 年度

(2) 計画の位置付け

① 計画本体に含む事項

- 少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく計画
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく計画
- 第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく計画)

② 都道府県こども計画及び市内部の他計画との関係

高槻市総合計画を最上位計画とし、大阪府子ども計画及び第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画をはじめ、関連計画との整合・連携を図ることができる計画とする。

業務内容

(1) こども・若者・子育て世帯へのアンケート調査

こども施策の検討及びこども計画改定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施する。アンケート調査にあたっては、対象者に対して調査の周知を行うとともに、調査結果から現状を分析し、課題を抽出する。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象者	①小学5年生・中学2年生（本人・無作為抽出） 各1,500件 ②小学5年生・中学2年生（保護者） 各1,500件 ※②の対象者は、①の保護者とする。 ③16歳以上39歳以下の市民（無作為抽出） 2,000件
調査手法	①小学5年生・中学2年生（本人）：全件web回答 ②小学5年生・中学2年生（保護者）：全件web回答 ③16歳以上39歳以下の市民（無作為抽出）：全件web回答 【アンケート実施時期】 令和7年8月上旬から8月下旬にかけて行う。（予定）
報告書作成	受託者は、集計分析結果報告書の作成を行う。

【アンケート調査に係る実施主体】

以下の表の「小学生」、「中学生」とは、上記の調査対象者を指す。

	業務内容	実施主体
ア	アンケートの内容、告知文及び啓発通知文の作成	高槻市
イ	アンケート調査回答用のwebフォームの作成	受託者
ウ	アンケート調査の告知文の印刷、封入（全件分）	受託者
エ	アンケート調査の啓発通知文の印刷、封入 ※啓発通知文の部数は以下のとおり 小学5年生が約2,900件 中学2年生が約2,700件	受託者
オ	アンケート調査の告知文の送付（小学生・中学生）	受託者
カ	アンケート調査の告知文の送付（小学生・中学生の保護者）	受託者
キ	アンケート調査の告知文の送付（16歳から39歳）	受託者
ク	アンケート調査の啓発通知文の配布（小学生・中学生）	高槻市
ケ	アンケート調査結果の収集	受託者
コ	アンケート調査の集計・分析	受託者

- ※（ア）のアンケート内容の作成にあたり、高槻市が作成した調査内容について、助言、アドバイス、情報提供を行うこと。
- ※（エ）のアンケート調査の啓発通知文については、小学5年生及び中学2年生に対して、学校を通じて直接配布するため、高槻市の指定する部数ごとに仕分けして高槻市まで納品すること。
- ※ アンケート調査の告知文及び啓発通知文は、A4用紙1枚を予定している。また、封入する封筒のサイズは「長3」とする。
- ※（オ）、（カ）、（キ）の文書を送付するに当たっての宛名等の情報は、高槻市より宛名ラベルを提供する。

(2) こども・若者の意見反映に関するイベント等の企画・運営・実施

こども基本法第11条において、こども施策の実施等にあたり、こども又は子どもを養育する者その他の関係者からの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。このことから、受託者は、以下の項目を踏まえ、こども・若者の意見反映に関するイベント等を企画・運営すること。

- ① こども等の意見聴取を実施するに当たっての調査方法については、市が検討を行う中で、国の基本方針等を参考にして、助言、アドバイス、情報提供、素案の作成などを行うこと。
- ② こども等への意見聴取を実施し、その結果を把握した上で、こども計画や施策に反映するための措置について提案を行うこと。
- ③ 意見聴取の実施時期は、おおよそ8月から10月の予定で、回数は4回を想定している。なお、うち1回は「声を聴かれにくいこども・若者が集う場所」での意見聴取を行うこと。(詳細は、こども家庭庁が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」のP50～52を参照)
- ④ 意見聴取の会場は、高槻市が指定した場所とする。また、会場の確保は高槻市が行うため、経費として見込む必要はない。

(3) アンケート調査及びこども等の意見聴取の結果分析

アンケート調査等の結果を分析し、課題の抽出・整理を行った上で、結果報告書を作成すること。

(4) 計画案の作成

業務内容の(1)・(2)の結果等を反映し、高槻市こども計画改定素案を作成する。業務の詳細については以下のとおりとする。

- ① 市人口(児童人口)の動向、家庭や地域の状況等基礎統計資料の収集整理及び分析
- ② 国が策定した「こども大綱」や「大阪府子ども計画」並びにその他関係法令・指針等を勘案するとともに、こども関連事業における国、都道府県、先進事例自治体及び本市の既存資料の収集、整理及び分析
- ③ 計画策定方針の検討、整理
- ④ 計画書の構成、内容、施策体系等の整理
- ⑤ 具体的な支援施策の策定、評価指標の検討
- ⑥ 計画書素案作成・修正・校正
- ⑦ 計画書全体の取りまとめ及びデザイン、レイアウト、編集、イラスト作成
- ⑧ 誤字、脱字、表現方法の統一等の検査

(5) 計画書及び概要書の作成・印刷

確定した計画書及び概要版(子ども向け)を制作する。

(6) 本業務に関する情報収集

国や他自治体の動向についての情報収集を行い、要約版を作成し、計画書への反映を検討すること。

(7) 成果品

- ① アンケート調査結果報告書（A 4 版、1 色刷り、200 頁）：100 部
- ② 計画書（A 4 版、本文 1 色刷り、表紙レザック、200 頁）：400 部
- ③ 計画書概要版（A 4 版、4 頁、4 色刷り、マットコート 90kg）：1,000 部

※（7）の②計画書及び③計画書概要版のデザイン、挿絵の挿入については、担当所属と協議を行うこと。

※（7）の②計画書及び③計画書概要版については、校正、色校それぞれ 2 回とし、校正期間は、庁内関係所属が確認するために必要な日数を確保すること。

※計画書等の原稿は、Word、Excel など高槻市が指定するソフト形式で作成し、再編集可能なファイル形式及び状態にて、印刷用の PDF データとともにその電子媒体を高槻市に納品すること。（納品場所は、担当所属）

(8) 打ち合わせ等について

- ① 業務の実施に当たっては、受託者は業務担当者を定めること。業務担当者は、業務に当たり本業務内容に精通し、かつ、これまでに高槻市ことも計画と同様の計画策定を経験したことがある者であること。
- ② 計画策定時までは、本市との打ち合わせを月 1～2 回行うこととし、打ち合わせには業務担当者が出席すること。
- ③ 打ち合わせにあたっては web による会議も可能とするが、本市が対面での打ち合わせを希望する場合は、高槻市役所まで出向き行うものとする。

【業務内容の実施年度】

(1) こども・若者・子育て世帯へのアンケート調査	令和 7 年度
(2) こども・若者の意見の反映に関するイベント等の企画・運営・実施	令和 7 年度
(3) アンケート調査及びこども等の意見聴取の結果分析	令和 7 年度
(4) 計画案の作成	令和 8 年度
(5) 計画書及び概要書の作成・印刷	令和 8 年度
(6) 本業務に関する情報収集	令和 7, 8 年度
(7) 成果品	
①アンケート調査・意見聴取の結果報告書	① 令和 7 年度
②計画書、③計画書概要版	②, ③ 令和 8 年度
(8) 打ち合わせ等について	令和 7, 8 年度

その他

- (1) 本事業実施に当たり、この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して、その内容を定めるものとする。
- (2) 制作物に係る所有権、著作権は高槻市に帰属する。
- (3) 本業務に関する打ち合せを行った際は、その都度、議事録を作成すること。